

管理番号	現行方針の項目建て	ページ	所管W・G	次期方針		備考
				改定の方針		
I	基本的事項	1				
1	1 策定の目的	1	事業運営検討W・G	要検討		
2	2 策定の根拠規定	1	事業運営検討W・G	継続		
3	3 策定年月日	1	事業運営検討W・G	時点修正		
4	4 対象期間	1	事業運営検討W・G	時点修正		
5	5 進行管理及び運営方針の検証・見直し	1	事業運営検討W・G	要検討		
II	府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	2				
6	1 基本的な考え方	2				
7	(1) 市町村国保が抱える構造的な課題	2	事業運営検討W・G	要検討		
8	(2) 基本認識	2	事業運営検討W・G	要検討		
9	(3) 視点	2	事業運営検討W・G	要検討		
10	2 府内統一基準の設定	3				
11	(1) 保険料関係	3	財政運営検討W・G	継続		
12	(2) 保険料関係以外	3	事業運営検討W・G	要検討		
13	3 統一時期	3	事業運営検討W・G	要検討		激変緩和期間終了（財政運営検討W・Gパーツは削除）
III	国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	4				
14	1 医療費の動向と将来の見通し	4				
15	(1) 府の人口	4	財政運営検討W・G	時点修正		
16	(2) 府内市町村国保の概要	4	財政運営検討W・G	時点修正		
17	(3) 医療費の動向	6	財政運営検討W・G	時点修正		
18	(4) 将来の国民健康保険財政の見通し	10	財政運営検討W・G	時点修正		
19	2 財政収支の改善に係る基本的な考え方	11				
20	(1) 市町村国保の現状	11	財政運営検討W・G	時点修正		
21	(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	13	財政運営検討W・G	時点修正		
22	(3) 計画的に解消すべき対象としての「赤字」の範囲	13	財政運営検討W・G	継続		
23	(4) 赤字解消の取組、目標年次等	13	財政運営検討W・G	時点修正		激変緩和措置期間の取組により解消
24	(5) 累積赤字の取扱い	14	財政運営検討W・G	時点修正		
25	(6) 市町村が保有する財政調整基金の取扱い	14	財政運営検討W・G	要検討		財政運営検討W・G等での検討結果の反映
26	(7) 府国民健康保険特別会計の在り方	15	財政運営検討W・G	要検討		財政運営検討W・G等での検討結果の反映
27	3 府財政安定化基金の運用	15				
28	(1) 「特別な事情」による収納不足時の交付	15	財政運営検討W・G	継続		
29	(2) 「特例基金」の活用	15	財政運営検討W・G	要検討		激変緩和措置期間終了を踏まえ削除
30	(3) 「財政調整機能」の活用 ※新規	15	財政運営検討W・G	要検討		財政運営検討W・G等での検討結果を踏まえ追加
IV	市町村における保険料の標準的な算定方法	16				
31	1 府内市町村の現状	16				
32	(1) 保険料の算定方式	16	財政運営検討W・G	時点修正		
33	(2) 応能割と応益割の割合	16	財政運営検討W・G	時点修正		
34	(3) 賦課限度額の設定状況	17	財政運営検討W・G	要検討		賦課限度額の考え方を検討
35	2 標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	17	財政運営検討W・G	要検討		
36	3 保険給付費等交付金（普通交付金）の対象とする保険給付	17	財政運営検討W・G	継続		
37	4 事業費納付金の算定方法	18				
38	(1) 医療分	18	財政運営検討W・G	要検討		財政運営検討W・G等での検討結果の反映
39	(2) 後期高齢者支援金分・介護納付金分	19	財政運営検討W・G	継続		
40	5 標準的な収納率	19	財政運営検討W・G	要検討		
41	6 府内統一保険料率	19	財政運営検討W・G	時点修正		激変緩和措置の削除
42	7 激変緩和措置	20				
43	(1) 激変緩和措置の期間	20	財政運営検討W・G	廃止		激変緩和措置の削除
44	(2) 府が実施する激変緩和措置の内容	20	財政運営検討W・G	廃止		激変緩和措置の削除
45	(3) 市町村が実施する内容	20	財政運営検討W・G	廃止		激変緩和措置の削除
46	(4) 府・市町村の共同の激変緩和措置	21	財政運営検討W・G	廃止		激変緩和措置の削除
47	8 その他	21				
48	(1) 保険料・保険税の区分	21	財政運営検討W・G	継続		
49	(2) 保険料の仮算定の有無、本算定期間、納期数	21	財政運営検討W・G	継続		
50	(3) 保険料の減免	21	財政運営検討W・G	継続		国通知に基づく減免の検討
V	市町村における保険料の徴収の適正な実施	22				
51	1 府内市町村の現状	22	事業運営検討W・G	時点修正		
52	2 収納対策	23				
53	(1) 目標収納率の設定	23	事業運営検討W・G	要検討		収納率向上が喫緊の課題
54	(2) 収納対策の強化に資する取組	23	事業運営検討W・G	要検討		
55	3 収納率向上に対するインセンティブ方策	24	事業運営検討W・G	要検討		
56	VI 市町村における保険給付の適正な実施	25				
57	1 府内市町村の現状	25	事業運営検討W・G	時点修正		
58	2 府による保険給付の点検、事後調整	26	事業運営検討W・G	継続		
59	3 保険医療機関等による不正請求に係る返還請求	26	事業運営検討W・G	継続		
60	4 施術療養費の支給の適正化	26				
61	(1) 療養費の支給に係る共通基準の設定	26	事業運営検討W・G	継続		
62	(2) 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等	26	事業運営検討W・G	継続		
63	5 レセプト点検の充実強化	26	事業運営検討W・G	継続		
64	6 第三者求償や過誤調整等の取組強化	27				
65	(1) 第三者求償事務の取組強化	27	事業運営検討W・G	要検討		
66	(2) 過誤調整の取組強化	27	事業運営検討W・G	要検討		
67	7 高額療養費の多数回該当の取扱い	27				
68	(1) 世帯の継続性に係る判定基準の標準化	27	事業運営検討W・G	継続		
69	(2) 高額療養費の計算方法や申請助戻事務に係る取組の標準化	27	事業運営検討W・G	要検討		
70	8 その他	28				
71	(1) 一部負担金の減免及び徴収猶予	28	事業運営検討W・G	要検討		
72	(2) 出産育児一時金	28	事業運営検討W・G	継続		
73	(3) 葬祭費	28	事業運営検討W・G	継続		
74	(4) 精神・結核医療給付	28	事業運営検討W・G	要検討		
75	VII 医療費の適正化の取組	29				
76	1 府内市町村の現状	29	事業運営検討W・G	時点修正		
77	2 医療費の適正化に向けた取組及び保健事業の取組の充実・強化	30				
78	(1) 保健事業の取組の充実・強化	31	事業運営検討W・G	要検討		
79	(2) 適正受診・適正服薬	31	事業運営検討W・G	要検討		
80	3 施策推進にあたっての役割	32				
81	(1) 市町村	32	事業運営検討W・G	要検討		
82	(2) 府	32	事業運営検討W・G	要検討		
83	VIII 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	33				
84	1 市町村が担う事務の共同実施	33				
85	(1) 被保険者証（通常証）及びその他の証（高齢受給者証等）	33	事業運営検討W・G	要検討		
86	(2) 医療費通知及び後発医薬品差額通知	33	事業運営検討W・G	継続		
87	(3) 広報事業の共同実施	33	事業運営検討W・G	継続		
88	(4) その他	33	事業運営検討W・G	要検討		
89	2 保険給付費等交付金の国保連合会への直接支払い	33	財政運営検討W・G	継続		
90	IX 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	35				
91	1 府2号繰入金財源を活用した支援等	35	事業運営検討W・G	要検討		
92	2 高齢者の保健事業と介護予防の取組との連携	35	事業運営検討W・G	要検討		
93	X 施策の実現のために必要な関係市町村相互間の連絡調整	35				
94	1 協議の場の設置	35	事業運営検討W・G	継続		
95	2 府・市町村が一体となって進めるべき施策の実施に向けて	35	事業運営検討W・G	継続		
96	3 円滑な制度施行に向けた調整	36	事業運営検討W・G	要検討		

※今後示される次期運営方針策定要領に基づき項目の変更有